

消費税率アップで知っておきたい！ 独占禁止法, 下請法, 景品表示法

消費税率引上げに伴い、取引先から下請代金の一方的な減額や、買ったときなど、不公正な取引で困ることもあるかもしれません。また、企業自身が独占禁止法や下請法に違反しないよう気をつけなければなりません。本セミナーでは、①消費税転嫁対策特別措置法のポイントと、②消費税引上げに関連した「独占禁止法・下請法・景品表示法」の概要や契約書作成時の留意点などをわかりやすく解説します。転ばぬ先の杖、知らなかったでは済まないのが法律です。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日時

平成26年1月15日(水) 14:00~16:15

場所

相模原市立産業会館

(中央区中央3-12-1)

受講料

無料

定員

30名(申込先着順)

申込先

相模原商工会議所 中小企業振興部 経営支援課

TEL:042-753-8135 / FAX:042-753-7637

1月14日(火)までに下記申込書にご記入の上、FAX等にてお申し込み下さい。



カリキュラム・講師

第一部：14時 ~ 14時50分

「消費税のあらましと転嫁対策特別措置法について」

講師：東京地方税理士会相模原支部 税理士 高木英樹氏

第二部：15時 ~ 16時15分

「消費税転嫁対策と知っておきたい独占禁止法・下請法・景品表示法」

講師：弁護士・弁理士 南部 朋子氏

経営支援課行き FAX 042-753-7637

「消費税転嫁対策と知っておきたい独占禁止法、下請法、景品表示法違反对策セミナー」申込書

事業所名		参加者名	
住所			
電話番号			

※今回お預かりした個人情報は、本セミナーの実施に関する事以外での目的で使用することはありません。